

南砺市子どもの貧困支援計画

平成29年3月

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の根拠と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 対象	2

第2章 南砺市の子どもへの貧困に係る現状と課題

1. 実態把握の方法等	3
2. 子どもへの貧困に係る現状	4
3. 分野別の課題	8

第3章 子どもへの貧困支援に対する基本的な考え方

1. 基本理念と方向性	12
2. 課題解決に向けた基本的な視点	12

第4章 子どもへの貧困支援に対する主要施策

1. 主要施策の体系	14
2. 主要施策の展開	15
〈主要施策1〉 教育の支援	15
〈主要施策2〉 生活の支援	17
〈主要施策3〉 保護者に対する就労の支援	20
〈主要施策4〉 経済的支援	21
3. 成果指標	22

第5章 計画の推進

1. 推進体制	23
2. 進行管理	23

参考資料

1. 子どもを取り巻く状況	24
2. 主な関連事業の実施状況	26
3. 主要施策に基づく主な取組・事業の一覧	27
4. 子どもの成長ステージに即した支援の実施状況	31

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の根拠と趣旨

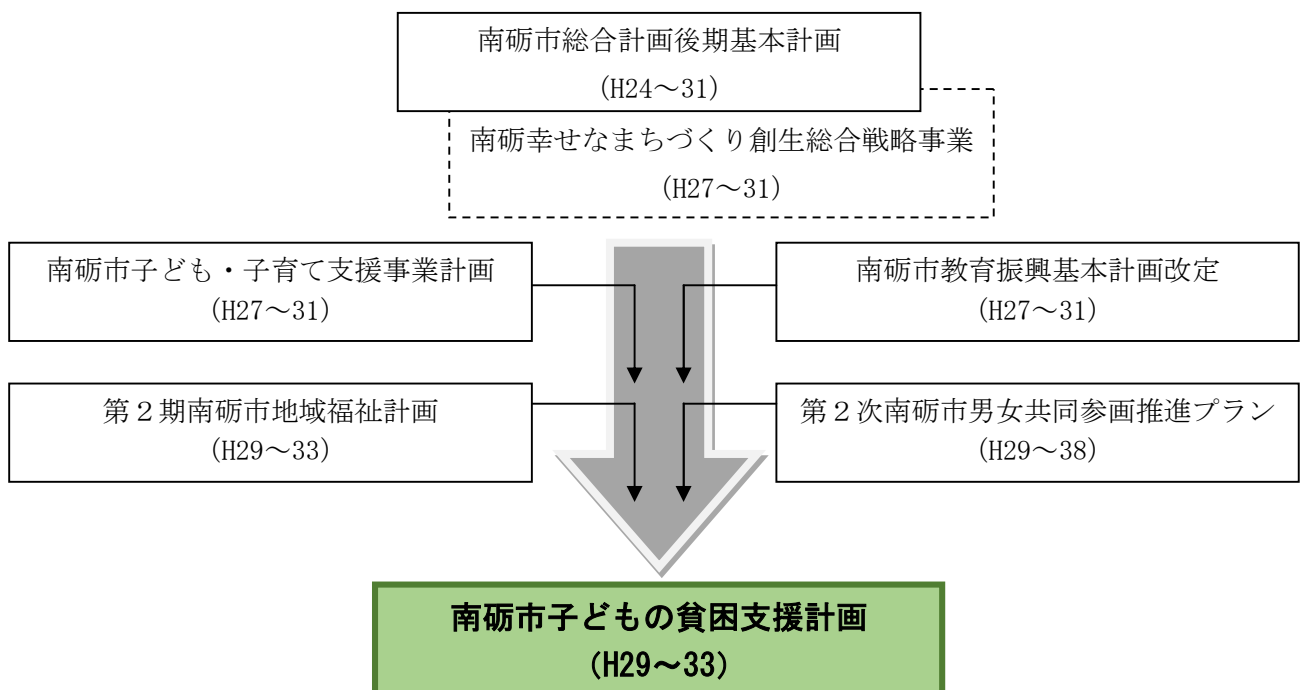
我が国における「子どもの貧困率」は、1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成24（2012）年には16.3%となっています。特にひとり親世帯については54.6%と非常に高く、OECD（経済開発協力機構）加盟国34か国中で最下位と深刻な状況にあります。

こうした中、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、法という）が施行され、平成26（2014）年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下、大綱という）が閣議決定されました。法第4条では、地方公共団体（都道府県及び市区町村）は、法律と大綱に基づき、国と協力のうえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する義務を負うとされています。

南砺市では、このような動きを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進していくための基本指針となる「南砺市子どもの貧困支援計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の大綱の方向性を踏まえつつ、市の行財政運営の基本指針となる「南砺市総合計画」及び人口減少対策に重点を置いた「南砺幸せなまちづくり創生総合戦略事業」並びに関連計画となる「南砺市子ども・子育て支援事業計画」、「南砺市教育振興基本計画」等における方向性や取組内容との整合に留意しながら、子どもの貧困対策に係る基本目標や施策の展開方向等について示すものです。



3. 計画期間

計画期間は、5年間（平成29年度～平成33年度）とします。

4. 対象

本計画の対象は、妊娠期を含めて子ども（20歳未満の者）とその家庭を基本とし、一部の施策においては、20歳以上の大学等在学者（完全な自立に至っていない若者）も含めます。

現に経済的困窮状態にある子ども・家庭、あるいは困難を抱えやすい状況にある子ども・家庭を主な対象とします。

第2章 南砺市の子どもの貧困に係る現状と課題

1. 実態把握の方法等

本計画の検討にあたり、小学校5年生と中学校2年生の保護者及びひとり親世帯の保護者、また、子ども・子育て支援に携わる支援関係者を対象に、子どもの貧困についてアンケートを実施し、本市の子どもの貧困の実態の把握・分析を行いました。

(1) 各アンケート調査の概要

調査対象	保護者		ひとり親	支援関係者
	小学5年生	中学2年生		
標本数	426	441	283	120
調査方法	学校を通じた直接配布・直接回収		郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
実施期間	H28.9.13～H28.9.23		H28.10.7～H28.10.18	H28.10.31～H28.11.15
回収結果 (回収率)	393 92.3%	395 89.6%	121 42.8%	84 70.0%
調査内容	A. 家族と仕事 B. 子ども C. 自身(保護者) D. 暮らし E. 支援制度 等		A. 家族 B. 仕事、資格 C. 経済状況、健康状況 D. 楽しみ、悩み・不安 E. 地域との関わり F. 子ども G. 支援制度 等	A. 機関、職能 B. 活動経験 C. 活動環境 等

(2) 南砺市における貧困支援の基準の考え方

本計画における貧困支援の水準については、国民生活基礎調査(厚生労働省)で用いられる、いわゆる相対的貧困率*の算出方法からではなく、世帯年収を基本に経済的な困窮度や生活の困難さを把握することとし、次のような考え方から、世帯年収 300 万円未満を「生活困難家庭」と定義しました。

平成 27 年度の児童扶養手当*の給付状況(全部停止者は除く)から、その年の就労等収入に児童扶養手当、児童手当*を加えたものを総収入とした場合、受給者の総収入の平均は 264 万円となります。この水準が一つの困窮層の最低基準になると考えました。また、本計画策定のために実施した保護者アンケートの「生活必需品の非所有や購買困難経験」、「生活費の支払い困難経験」等の結果をみると、困難経験者がさらに低い 200 万円未満等に集中しているような状況はなく、また、300 万円以上では、困難経験者がいるものの、全般的にその割合は大幅に低くなっていました。以上のような実態を踏まえ、世帯年収 300 万円未満を生活困難水準として設定することは妥当であると考えました。小学5年生と中学2年生の保護者アンケート結果では、世帯年収 300 万円未満の世帯は全体の 4.4%となっています。

*相対的貧困率：世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を算出し、これを世帯人員数の平方根(√)で割った所得を算出する。算出した所得を順に並べ、真ん中の順位の人所得の半分の額を算出する。この額のラインを貧困線といい、これを下回る割合が全体の貧困率となる。

*児童扶養手当：ひとり親世帯など、父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、そのひとり親・養育者に対しその所得に応じて支給される手当。

*児童手当：子どもの健やかな成長を支えるため、中学校修了までの子を育てている保護者に支給される手当。所得制限あり。

2. 子どもの貧困に係る現状

(1) 社会保障給付金等の受給状況

①生活保護*の状況

平成27(2015)年度の生活保護受給世帯は43世帯であり、そのうち18歳未満の子がいるのは2世帯となっています。近年、18歳未満の子どもがいる世帯については2～3世帯で推移しています。

【生活保護受給世帯の内訳】

(単位：世帯)

年度	受給世帯総数	教育扶助の受給世帯	18歳未満の子がいる世帯	内訳					左記以外の18歳未満の子がいる世帯
				未就学児がいる世帯	小学生がいる世帯	中学生がいる世帯	高校生がいる世帯		
H23(2011)	41	2	2			2			
H24(2012)	45	2	2			2	1		
H25(2013)	46	3	3			3	1		
H26(2014)	51	1	3			1	3		
H27(2015)	43		2				2		

資料：福祉課

②児童扶養手当の支給状況

ひとり親家庭等の児童のために支給される児童扶養手当について、平成27(2015)年度の受給資格者は281人で、うち全部支給69人、一部支給164人、全部停止48人となっており、資格者のうち82.9%が受給しています。近年の資格者は280～285人で推移しています。

対象となる子どもは、約7割が中学生以下、約3割が高校生以上となっています。また、世帯状況は、親子のみの核家族世帯と祖父母等が同居する三世帯世帯が概ね半々となっています。

【児童扶養手当の支給状況】

(単位：人)

年度	資格者数	内訳								
		全部支給			一部支給			全部停止		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
H23(2011)	274	8	56	64	28	135	163	3	44	47
H24(2012)	280	7	58	65	28	141	169	3	43	46
H25(2013)	282	7	58	65	31	137	168	5	44	49
H26(2014)	285	7	67	74	28	134	162	4	45	49
H27(2015)	281	5	64	69	27	137	164	5	43	48

【対象となる子どもの就学状況】

(単位：人)

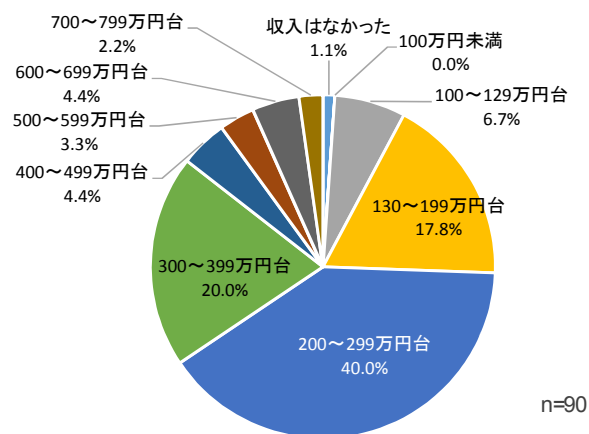
年度	未就学児	小学校	中学校	高校	その他	合計
H26(2014)	47	135	96	110	7	395
H27(2015)	42	138	95	113	4	392

資料：こども課

*生活保護制度：資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、国が生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる。

【参考：ひとり親世帯の収入】

年間の世帯総収入(税込み)	n=121 回答数	n=90 無回答を除く比率
収入はなかった	1	1.1%
100万円未満	0	0.0%
100～129万円台	6	6.7%
130～199万円台	16	17.8%
200～299万円台	36	40.0%
300～399万円台	18	20.0%
400～499万円台	4	4.4%
500～599万円台	3	3.3%
600～699万円台	4	4.4%
700～799万円台	2	2.2%
無回答	31	
対象回答数(母数)	121	



資料 ひとり親世帯アンケート

③小・中学校における就学援助の認定状況

平成 27(2015)年度の就学援助を受けている小・中学生は合わせて 244 人であり、全て準要保護認定となっています。平成 27(2015)年度の援助率は 6.5%であり、児童生徒数が減少傾向にある中で、援助率は増加傾向にあります。

【就学援助認定者数の推移】

(単位：人)

年度	要保護		準要保護		合計	援助率
	小学校	中学校	小学校	中学校		
H23(2011)	0	1	115	88	204	5.0%
H24(2012)	0	0	137	89	226	5.6%
H25(2013)	0	2	133	99	234	6.0%
H26(2014)	0	1	150	92	243	6.4%
H27(2015)	0	0	144	100	244	6.5%

資料：教育総務課

(2) アンケート調査の結果 (抜粋)

①保護者の就労状況

父、母ともに就労しているのは、小学校5年生、中学校2年生の保護者ともに90%を超えており、両親ともにフルタイムで勤務している家庭が多く見られます。また、父が週60時間以上勤務の人は、小5で17.2%、中2で15.9%おり、母が週60時間以上勤務の人は、小5で3.5%、中2で3.2%となっています。

【雇用状況】

		雇用状況		60時間以上の勤務者の割合
		正規	非正規	
父	小学5年生 (n=355)	81.4%	3.1%	17.2%
	中学2年生 (n=356)	82.6%	2.3%	16.9%
母	小学5年生 (n=368)	44.3%	44.8%	3.5%
	中学2年生 (n=375)	47.7%	38.2%	3.2%

②保護者の健康状態

保護者の主観的な健康状態では、世帯年収が 300 万円未満の家庭においては、自身の健康状態を「悪い」と感じている人が「良い」と感じている人を上回っています。また、憂うつな気持ちを週 5 日以上感じている人のうち、小 5 で 47.6%、中 2 で 48.1%が自身の健康状態を「悪い」と感じています。

【収入別主観的健康観】

			よい	ふつう	悪い
収入別	300 万円以上	小学 5 年生 (n=274)	44.5%	45.3%	9.1%
		中学 2 年生 (n=304)	46.4%	44.7%	7.9%
	300 万円未満	小学 5 年生 (n= 20)	25.0%	45.0%	30.0%
		中学 2 年生 (n= 15)	20.0%	33.3%	46.7%

【健康状態と心の状態（憂うつな気持ち）】

		主観的健康観		
		よい	ふつう	悪い
憂うつな気持ちを週 5 日以上感じる	小学 5 年生 (n= 21)	2.2%	4.9%	67.1%
	中学 2 年生 (n= 27)	6.3%	5.0%	49.3%

③暮らしのゆとり感

暮らしのゆとり感について、世帯年収が 300 万円未満の家庭においては「ゆとりがある」（ゆとりある+ややゆとりある）と答えた人は 0%であり、「苦しい」（やや苦しい+苦しい）と答えた人は、世帯年収が 300 万円以上の家庭に比べ、高い割合となっています。

【収入別生活のゆとり感】

		ゆとりがある	ふつう	苦しい
小学 5 年生	全 体 (n=393)	11.5%	46.1%	41.0%
	300 万円未満 (n= 20)	0.0%	10.0%	90.0%
	300 万円以上 (n=274)	12.0%	51.8%	36.1%
中学 2 年生	全 体 (n=395)	11.1%	48.9%	38.0%
	300 万円未満 (n= 15)	0.0%	40.0%	60.0%
	300 万円以上 (n=304)	13.2%	52.0%	34.6%

④子育て世帯の貯金の状況

「急な出費のための貯蓄（5 万円以上）がない」世帯は、世帯収入が 300 万円以上では 1 割未満であるのに対して、300 万円未満では 3 割～4 割と高い割合となっています。

【急な出費のための貯金（5 万円以上）がない世帯】

小学 5 年生	全 体 (n=393)	9.7%
	300 万円未満 (n= 20)	30.0%
	300 万円以上 (n=274)	8.4%
中学 2 年生	全 体 (n=395)	9.9%
	300 万円未満 (n= 15)	40.0%
	300 万円以上 (n=304)	8.6%

⑤子育て世帯の塾・習い事の実施状況

収入の少ない生活困難家庭においては、経済的な理由から、子どもが塾やスポーツクラブ等の習い事に通えない状況がうかがえます。

【習い事に通っている世帯】

小学5年生	全 体 (n=393)	92.1%	スポーツ系、文化系の習い事に関するもの
	300万円未満 (n= 20)	70.0%	
	300万円以上 (n=274)	96.7%	
中学2年生	全 体 (n=395)	57.2%	学習塾、家庭教師、通信教育等に関するもの
	300万円未満 (n= 15)	40.0%	
	300万円以上 (n=304)	60.9%	

注意：割合は複数回答の単純積上げ値に基づく。(小学5年生では「スポーツ系習い事」「芸術系習い事」の2項目、中学2年生では「学習塾」「家庭教師」「通信教育」「勉強習い事」の4項目が該当)

【塾や習い事に通っていない世帯のうち、その主な理由を経済的に余裕がないとしている世帯】

小学5年生	全 体 (n= 54)	27.8%
	300万円未満 (n= 4)	75.0%
	300万円以上 (n= 30)	16.7%
中学2年生	全 体 (n=120)	29.2%
	300万円未満 (n= 4)	75.0%
	300万円以上 (n= 85)	24.7%

⑥育児に対する祖父母の協力状況

祖父母については、およそ半分以上が同居しています。同居・別居の有無に関わらず、祖父母の育児への協力については、小学校5年生、中学校2年生のいずれにおいても子どもの放課後の世話がいちばん多くなっています。

【祖父母との同居状況】

	三世代	核家族
小学5年生 (n=393)	51.1%	45.5%
中学2年生 (n=395)	55.4%	41.5%

【祖父母の育児への協力状況】(「よくある」と回答した割合)

	1位	2位	3位
小学5年生 (n=393)	放課後の世話 42.7%	保護者が病気のと きの 子どもの世話・見守り 24.9%	日常の食事の準備 ・片づけ 24.7%
中学2年生 (n=392)	放課後の世話 33.9%	日常の食事の準備 ・片づけ 23.0%	子どもの看病 ・通院の付き添い 18.6%

⑦地域でとらえている子どもの貧困

支援関係者アンケートから、地域の関係者が貧困ととらえている子どもの状況としては、子どもが食事を十分に取れていないが最も多く、次いで子どもの住環境が劣悪である、子どもが身体の成長や季節に応じた服装をしていないとなっています。

【地域の支援関係者が貧困ととらえる子どもの状況】(n=84)

1位	2位	3位
子どもが食事を十分に 取れていない 86.9%	子どもの住環境が劣悪である 78.6%	子どもが身体の成長や 季節に応じた服装をしていない 71.4%

また、それぞれの支援関係者の経験からみた、貧困状況にある子どもが併せておかれている状況としては、親から放任（ネグレクト）されているが最も多く、次いで親が家庭を顧みていない、家庭が地域から孤立しているとなっています。

【貧困状況にある子どもが併せておかれている状況】（n=84）

1位	2位	3位
親から放任（ネグレクト） されている 63.1%	親が家庭を顧みていない 59.5%	家庭が地域から孤立している 47.6%

⑧子どもの貧困対策に係る支援の要望

利用したい支援やサービスについては、小学5年生と中学2年生の保護者及びひとり親のいずれにおいても「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」、「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」が上位を占めました。世帯収入による傾向の違いは特にみられません。

【小・中学生の家庭、ひとり親の家庭で要望の多かった支援項目】

	1位	2位	3位
	学校や家庭以外で 子どもが無償で勉強を 学べる支援	保護者が送迎しなくても、 子どもの移動や交通手段を 支えてくれる サービス	学校や家庭以外で子どもが 安心して通える居場所
小5保護者（n=393）	60.1%	44.0%	42.7%
中2保護者（n=395）	61.0%	49.4%	23.8%
ひとり親（n=121）	71.9%	47.1%	38.8%

資料：中2・小5保護者アンケート、ひとり親アンケート、関係者アンケート

3. 分野別の課題

（1）教育の支援に関する課題

● 学校教育におけるきめ細かな学習指導による支援が必要です

日々の相談活動や訪問活動から、家庭の経済状況をはじめ様々な家庭環境によって家庭での学習に困難さがあり、学力の格差が生じている状況があります。小学校・中学校ではこれまで以上に学力を育成し、格差縮小に向けた学習支援の充実が必要です。

● 生活困難家庭の子どもが補完的な学習の機会を得ることができる支援が必要です

小学校・中学校保護者アンケート結果から、学習塾や習い事等の補完的な学習機会については、家庭の収入水準により差がみられました。生活困難家庭では、経済的な理由から、学習塾や習い事等に通わせることができない場合が比較的多くなっています。生活困難家庭を対象とした補完

的な学習に対する支援の充実が望まれます。

● 高校進学教育費の負担軽減、大学等への進学に関する支援が必要です

小学校・中学校保護者及びひとり親アンケート結果では、半数以上は高校卒業後の進学を望んでいます。特にひとり親のアンケートの結果では、進学に関する費用に対して多数が不安を感じている状況です。生活困難家庭の高校進学にかかる教育費の負担軽減に関する支援の検討が望まれます。

また、大学等への進学に関しては、生活困難の度合いに関わらず、子育て家庭の多くがその負担の大きさに不安を抱えています。大学等進学を促進する奨学金制度等の経済的支援の充実が望まれます。

(2) 生活の支援に関する課題

● 家庭の安定に向けた親の自立に対する支援が重要です

ひとり親アンケート結果から、必要と感じる子育て支援サービスは、教育費に関する金銭給付が多く、次いで保護者の不在時に子どもを預かるサービスとなっています。保護者の不在時に子どもを預かるサービスについて、ファミリー・サポート・センター事業*があります。利用したことがある人の割合は3%にとどまっています。

小学校・中学校保護者アンケート結果からは、育児に関して祖父母の協力を得ながら、育児と仕事の両立を図っている家庭もあります。子どもの貧困の改善には、親の自立（安定した収入と暮らし）が最も重要であるため、生活困難家庭、中でもひとり親家庭に対する子育てと仕事の両立に関する支援の充実が望まれます。

また、低学年の子どもがいる家庭では、放課後や長期休業時に、子どもが安全に過ごせる居場所の充実が強く求められており、その確保に係る支援が必要です。この子どもの居場所づくりは、生活困難家庭に限らない子育て家庭全体を対象とした、子育てと仕事の両立に関する支援として重要な取組となります。

生活困難家庭に限らず多くの保護者は、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育てへの様々な不安を抱え、また時間的な余裕がないなど精神的な貧困の状況が感じられます。このような保護者を精神的に支え励まし、社会全体で支えられているという安心感を持つことで親としての子育ての力を伸ばすことができるよう、子育てを支援する環境づくりが望まれます。

● 生活困難家庭の孤立化を防ぐ必要があります

ひとり親アンケート結果からは、困ったことが起きたときの相談先として、民生委員・児童委員*、市役所などの公的機関、学校等に相談する人は1割程度で、生活困難家庭において、身近に相談できる人がいない状況があり、孤立を防ぐための支援が必要です。

*民生委員・児童委員：厚生労働大臣から委嘱され、無報酬のボランティアとして、社会福祉の増進に努める方々。民生委員は、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。児童委員を兼務。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う。

*ファミリー・サポート・センター事業：地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

支援関係者アンケート結果からは、地域における支援関係者それぞれの活動の中では、生活の困難さを感じている家庭を把握することが困難な状況がうかがえ、子どもが直面している生活の困難さにいかに気づき、必要な支援に橋渡ししていけるかが大きな課題となっています。

生活困難家庭が地域で孤立しないため、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員*、近隣住民からの声かけによる見守り体制などネットワークの構築が望まれます。

● **生活困難家庭への生活全般に関する相談支援が求められます**

生活困難家庭においては、経済面だけでなく身体面や精神面でも厳しい状況に陥りやすくなっており、子ども及び保護者の衣食住などの生活全般及び健康に関する相談支援の充実が求められています。また、支援を求めている人が相談しやすい環境づくりが必要です。

● **困難を抱える若者の実態を把握し、自立に向けた支援が必要です**

ひきこもりや高校中退、未就労の困難を抱える若者は、親の保護下で生活している場合が多く、実態がなかなか見えてこない状況にあります。将来的に親の支援が得られなくなった場合、貧困状態に陥ることが予想されることから、早期に実態を把握し、社会参加の支援や経済的自立のための就労支援につなげる取組が望まれます。

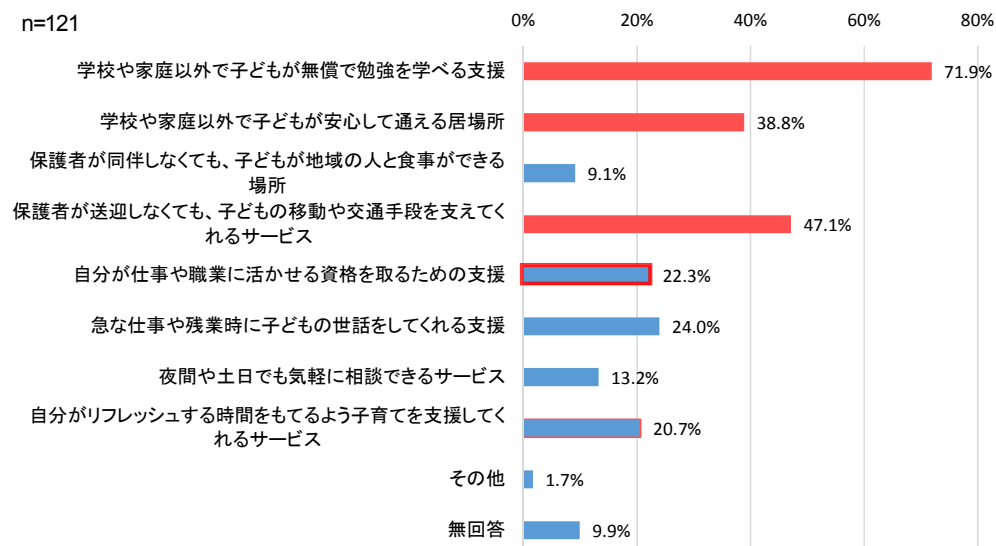
(3) **就労の支援に関する課題**

● **保護者の就労の安定に向けた支援の充実が求められます**

子どもの貧困問題は、保護者の就労・収入の問題と直結しており、保護者の雇用形態が不安定等の理由から世帯収入が低い生活困難家庭では、子どもの衣食住等の生活面や就学面に支障をきたす可能性が高くなります。ひとり親アンケート結果では、子どもの制服や学用品に対する助成を求める記載があります。

保護者の就労の安定や収入の増加につながる資格・技能の取得など、就労支援の充実が求められています。特に、ひとり親家庭においては、安定した雇用や収入の増加を目指すための資格・技能の取得に対する意欲は比較的高くなっています。

【利用したい支援・サービス】



資料：ひとり親アンケート

- **生活困難家庭の就労機会の確保に係る、地域の企業等への働きかけも必要です**

ひとり親家庭や、育児に関して支援が得られにくい家庭は、就労時間が長く取れない現状があります。就労しても長く続かないこともあり、就労支援だけではなく、就労の継続を含めた支援が望まれます。

地域の企業に対し生活困難家庭の就労機会の確保に係る啓発や、子育て中のすべての従業員への支援の取組について働きかけが必要です。

(4) 経済的支援に関する課題

- **経済的支援が必要な人に確実に届くよう、分かりやすくきめ細かな周知・情報提供が重要です**

小学校・中学校保護者アンケート結果から、就学援助制度*を知らないという回答も1割あり、直接的な支援となる経済的支援が必要とする家庭に確実に届くよう、生活困難家庭に対して各種支援制度の分かりやすい周知と情報提供が重要です。

- **経済的支援を通じて、本当の自立を促していくための取組が重要です**

生活困難家庭においては、滞納や借金等の負債、収入が少ない、親子ともに心身の健康上の問題があるなど、多くの問題を抱える事例が多いことから、単に児童扶養手当等の経済的支援にとどまるのではなく、その家庭が抱える諸問題への対処を支援し、生活困難家庭の自立を後押ししていくことが重要です。

- **支援を受ける人が負担なく支援を得られるよう給付方法等の改善の検討が必要です**

小学校・中学校保護者アンケート結果から、医療機関での適正な受診ができなかった家庭が1割近くいます。受診できなかった理由は時間がなかったということが一番多いですが、医療費を支払うことが難しかったという回答もわずかにありました。医療費助成における窓口での支払いの負担軽減、学校教材等購入の教育助成における学校集金の方法等について検討が望まれます。

*主任児童委員：児童委員の中で児童に関することを専門的に担当する。

*就学援助制度：公立の小中学校に通う児童・生徒で経済的理由から就学費用を負担できない者に、給食費・学用品費・修学旅行費等を学校教育法に基づき援助する制度であり、生活保護家庭のほか市町村が独自に基準を設けて援助している。

第3章 子どもの貧困支援に対する基本的な考え方

1. 基本理念と方向性

現在、本市では、子ども・子育てに係る上位計画として、全ての子どもを家庭を対象とした「南砺市子ども・子育て支援事業計画 なんとっすくすくプラン」を策定し、

「子どもたちの明るい未来をともに築き 子育ての喜びや夢をわかちあう まちづくり」を基本理念として、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図っています。

本計画においても、この基本理念を踏まえ、以下の考え方に基づき貧困対策を進めていきます。

国の相対的貧困率の調査結果から、また、市の要保護児童生徒数の動向等から、支援を必要とする子どもとその家庭は増加の傾向にあるとともに、その状況は深刻さを増しているといえます。

子どもの貧困対策については、貧困の連鎖を断ち切るための取組が重要であり、子どもに対する生活や学習に係る支援のほか、保護者に対する生活や就労に係る支援、合わせて従来からの各種給付を通じた経済的支援を重層的に実施していくことになります。

本計画においては、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援の4つの主要施策のもと、取組を推進していきます。

2. 課題解決に向けた基本的な視点

各分野の課題ならびに基本的な方向性を踏まえ、課題解決に向けた基本的な視点について次のように整理します。

① 早期の問題把握と支援に向けた信頼関係の構築

課題解決に向けては、関係機関が早期に生活困難家庭が抱える問題を把握し、要支援者が必要とする情報を提供していくことが重要です。そのために関係機関は、相互につながりあう意識を持ちながら、相談や支援に当たっていきます。

また、要支援者が本当に必要としている支援、問題解決ができる支援につなげていくためには、要支援者が抱える見えにくい悩みや問題を関係機関が正確に把握していくことが重要であり、そのためには、要支援者との信頼関係の構築が求められます。要支援者が相談しやすい環境づくりとともに関係機関の支援者の資質向上等の取組を進めていきます。

② 的確な支援に向けた関係主体間の連携の強化

必要とされる様々な支援を的確に提供していくため、庁内の福祉、教育をはじめとする関係各課及び地域やNPO、企業等の各主体間の連携を強化し、それに基づき重層的に支援を実施していきます。また、様々な関係機関が支援に関わり、要支援者の自立・自助の力を高めていきます。

【基本理念】(子ども・子育て支援事業計画より)

子どもたちの明るい未来をともに築き
子育ての喜びや夢をわかちあう まちづくり

【課題解決に向けた基本的な視点】

- ① 早期の問題把握と支援に向けた信頼関係の構築
- ② 的確な支援に向けた関係主体間の連携の強化

【主要施策】

1. 教育の支援
2. 生活の支援
3. 保護者に対する就労の支援
4. 経済的支援

第4章 子どもの貧困支援に対する主要施策

1. 主要施策の体系

〈主要施策1〉 教育の支援

(1) 広く学習できる場の確保、進学意欲を高めるための支援

- 地域等での学習サポート
- スポーツや自然・文化等の体験活動の提供

(2) 学校での教育における支援の充実

- 確かな学力の育成
- 福祉との連携強化（専門家の配置）
- 不登校への支援

(3) 就園・就学支援の充実

- 保育料負担の軽減
- 就学や学校生活にかかる負担の軽減

(4) 大学進学等の教育機会確保の支援

- 高等教育の機会を確保する経済的支援

〈主要施策2〉 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

- 保護者の自立支援（総合的な相談体制）の充実
- 子育て家庭に関する支援環境の充実
- 保護者の健康確保
- 保育等の確保
- 子育てのサポートの充実

(2) 子どもの居場所づくりの推進

- 放課後の居場所づくりの充実
- 子どもの多様な体験・交流活動の推進
- 地域や職場における子どもの預かりの場の設置

(3) 家庭の孤立化を防ぐための支援

- 地域の見守り活動の推進
- 南砺市ネウボラ事業の充実
- 地域子育て支援拠点の充実

(4) 学校を終えた若者の就労・学び直し支援

- 子どもの就労・学び直しの支援

〈主要施策3〉 保護者に対する就労の支援

(1) 親の就労・学び直し支援

- 保護者の就労支援

〈主要施策4〉 経済的支援

(1) 家計を支える経済的支援の実施

- 経済的支援の確保
- 医療費の助成
- 住居の確保

2. 主要施策の展開

〈主要施策1〉 教育の支援

[取組の現状と課題]

- 小・中学校では、なんとっ子まなびサポーター*やスタディ・メイト*を配置し、学力の向上や学校生活に係る支援を行っています。
- 学校外での学習支援に関して、対象者の把握、指導者の確保、交通手段の確保等が課題です。
- 子どもの体験活動支援に関して、指導者・支援者の確保、新規事業の発掘等が課題です。
- 生活困難家庭の子どもに対しては、就学援助費の支給、就学資金等の貸付制度があります。
- ひとり親家庭や高校生以上の第3子等に対しては、高校生の通学定期購入の補助、ひとり親家庭への入学祝い金（小学校・中学校・高校）の支給制度があります。

(1) 広く学習できる場の確保、進学意欲を高めるための支援

[取組の方向性]

家庭環境等に左右されることなく、子どもの学力が向上するよう、また、スポーツ・文化等を体験できるよう、きめ細かな支援を進めます。

[主な取組]

● 地域等での学習のサポート

子どもの学力の向上を目指し、長期休業中に中学3年生を対象とした学習の場を提供します。今後、その学習支援の機会を活用し、進路や自立等に関する相談支援の充実を図っていきます。

● スポーツや自然・文化等の体験活動の提供

生活困難家庭においては、アンケート結果からスポーツや文化等に触れる機会が少ないという声があります。既存の事業において、生活困難家庭の子どもたちにスポーツや自然・文化等の体験活動がしやすい体制づくりを目指していきます。

(2) 学校教育における支援の充実

[取組の方向性]

生活困難家庭においては、保護者の精神的な不安定さや健康問題等が子どもの生活リズムに大きく影響を及ぼし、学校に行けない、子どもが参加すべき学校行事に参加できないということがあります。また、家庭学習に取り組む環境が整わない家庭もあります。

生活の困難さを早期に把握し、的確な福祉のサービスへつないでいくため、学校と家庭をつなぐスクールソーシャルワーカー*による支援を進めていきます。また、不登校からひきこもりへ移行しないような支援を行っています。

*なんとっ子まなびサポーター：小・中学生の学習において、つまづきを予防・解消し学力向上を図ることを目的に、学校での国語・算数（数学）等の授業に学習支援員（まなびサポーター）を配置する南砺市独自の事業。

*スタディ・メイト：LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症等発達障害を含む障害のある児童生徒の学校生活を支援するための特別支援教育支援員。

*スクールソーシャルワーカー：生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識を加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。

[主な取組]

● 確かな学力の育成

学習内容が家庭学習へとつながる授業スタイルを例示し、周知します。

児童生徒のつまずきを解消するため、「なんとっ子まなびサポーター」を配置して学習内容の定着を図るようサポートします。

● 福祉との連携の強化（専門家の配置）

市教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、巡回訪問を行って学校と家庭をつなぐ役割を担います。

また、スクールソーシャルワーカーが把握した家庭の問題に対して関係部署と連携し、家庭環境の改善につながるよう支援していきます。

● 不登校への支援

不登校がひきこもりへ移行しないよう、小学校や中学校の早期から発達障がいや不登校などの事情を抱える児童生徒に対し、学校生活に適應できるよう支援します。

不登校児童生徒のやる気や自信を育み、よりよい社会性を身につけて一日も早く学校へ戻れるよう指導の充実を図るとともに、関係部署の専門職員や相談員が情報共有や連携を図りながら支援していきます。

(3) 就園・就学支援の充実

[取組の方向性]

生活困難家庭の子どもの教育に係る費用の負担軽減を図るため、保育料の軽減、小中学生への就学援助等の支援の充実を図ります。

就学援助制度に関する対象者へ援助費算定方法等の情報提供・周知の充実を図ります。

ひとり親家庭や生活困難家庭の高校進学・通学に対する支援の継続が必要です。

[主な取組]

● 保育料の負担軽減

市で行っている保育料の軽減にかかる事業を今後も継続していきます。

● 就学や学校生活にかかる負担の軽減

収入が一定基準以下の世帯の児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費、修学旅行などの経費の一部を援助します。保護者の離婚等で制度の利用が必要となった場合にも、確実に利用できるよう周知に努めていきます。

ひとり親家庭に対しては、進学時の経済的な負担の軽減や、高校の通学にかかる定期券の補助など、経済的な支援を充実させます。

学校生活に必要な制服や体操着等の購入にかかる負担を軽減するため、リサイクルできるシステムの構築を目指します。

(4) 大学進学等の教育機会確保の支援

[取組の方向性]

生活困難家庭であっても、子どもの高等教育の機会を確保するため、優れた学生及び生徒であり学資の支弁が困難な者に対して、奨学金貸与等の支援を行います。

[主な取組]

● 高等教育の機会を確保する経済的支援

高校卒業後の進学に対する支援を目的に、富山県母子父子寡婦福祉資金*の周知を行います。また、優れた学生であり学資の支弁が困難な者に対し、無利子の奨学資金を貸与します。

日本学生支援機構により、大学などへの進学者に向けた返還不要の給付型奨学金制度が創設されます。市では、南砺幸せなまちづくり創生総合戦略事業として、南砺市奨学金の貸与を受け、平成31年4月までに市内に定住し市内の企業等に就職した者には返済額の全額、市外に就職した者には2分の1を5年間助成し、5年後には全額又は残金の2分の1を免除としています。今後は、市民等で構成する総合戦略推進委員会による検証の結果に基づき検討していきます。

〈主要施策2〉 生活の支援

[取組の現状と課題]

- 子どもの居場所として、放課後児童クラブ* (9 箇所)、放課後子ども教室* (11 箇所)、とやまっ子さんさん広場* (5 箇所) が整備されています。
- 地区公民館等の既存施設を活用し、子どもの居場所づくりを進めていく必要がありますが、それらの運営に係る人材の確保が課題です。
- 子育てに不安を抱える保護者を精神的に支え励まし、子育ての力を伸ばす環境づくりが課題です。
- 女性・こども相談室に母子父子自立支援員、女性相談員、家庭児童相談員を配置して相談体制を整えていますが、今後は関係部署、関係機関の相談支援窓口の周知と支援活動との一層の連携強化が課題です。
- 学校修了後に働いていない若者等に対して、将来、貧困に陥らないよう支援が望まれます。

*母子父子寡婦福祉資金：ひとり家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付けを受けられる資金。

*放課後児童クラブ：正式には「放課後児童健全育成事業」という。児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、その健全な育成を図るため、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する。

*放課後子ども教室：地域の全ての子どもを対象に、地域の多様な方々の参画を得ながら、小学校の余裕教室等を活用して、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を進める。

*とやまっ子さんさん広場：地域住民やボランティア・NPO等の組織・団体が主体となって取り組む子どもの居場所づくり。

(1) 保護者の生活支援

[取組の方向性]

生活困難家庭が地域で自立した生活基盤を築くことができるよう、保護者に対して生活全般に係る相談・支援の充実を図ります。合わせて、子育てと仕事の両立に向けた支援を進めます。

生活困難家庭の子どもは、様々な問題を複合的に抱えており、様々な角度からのアプローチが必要です。問題を解決するため、福祉部門が中心となり、子どもと保護者のニーズを把握し、双方に対して必要な支援を行っていきます。

また、相談体制の充実を図りながら、支援が必要な家庭を発見するネットワークを構築し、支援員等を派遣し早期の支援に結びつけていきます。

[主な取組]

● 保護者の自立支援（総合的な相談体制）の充実

複合的な課題を抱える生活困難家庭を早期に把握し、適切な支援へつなげていくため、市の関係部署の連携を強化し、総合的な相談体制を整え自立を支援します。生活困窮者自立支援事業の活用やひとり親家庭への相談支援の質を高めるなど支援の充実を図っていきます。

● 子育て家庭に関する支援環境の充実

職場におけるワークライフバランス*の推進や子育て支援の取組促進について働きかけるとともに、地域の多様な主体と連携し、地域ぐるみの子育て支援活動の充実を図っていきます。

また、保護者や祖父母を対象とした子育てに関する学習機会の充実、子育てに対する意識の啓発に努めます。

● 保護者の健康確保

生活困難家庭では、健康面においても問題を抱える可能性が高まることから、健診等の充実とともに、子育て支援センターや保健センターでの各種事業を通じて、保護者や子どもの心身両面の健康状態の把握に努め、自身で健康改善に取り組んでいけるよう、発症予防と重症化予防の支援を強化していきます。

● 保育等の確保

子育てと仕事の両立を支え、子どもの健やかな育ちを保障するため、幼児教育・保育サービスの一層の充実にも努めます。今後は病気の子どもを預けられるような病児保育の充実を検討していきます。

● 子育てのサポートの充実

子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業等の情報を積極的に発信し、支援を必要とする保護者への情報提供に努め、サポートを実施します。また、生活困難家庭が事業を利用しやすいよう負担軽減に努めます。

習い事などに関する送迎について、同じ方向に行く利用者が効率よく利用できるようなバスの運行について、各関係機関に働きかけていきます。

*ワークライフバランス：「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

(2) 子どもの居場所づくりの推進

[取組の方向性]

放課後や長期休業時に、身近な地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりを進めていきます。地域における子どもを見守り育てる場であることに加えて、子どもが抱える問題に気づき、必要な支援を行政等に橋渡しする場としても機能するよう考慮していきます。

[主な取組]

● 放課後の居場所づくりの充実

学校や地域と連携し、子どもたちが心豊かに放課後を過ごせるよう居場所づくりを進めていきます。

● 子どもの多様な体験・交流活動の推進

生活困難家庭の子どもたちが様々な体験・交流活動を通して豊かな人間性や社会性をはぐくみ、自己肯定感を高めることができるような活動の場づくりを推進します。

● 地域や職場における預かりの場の設置

地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図り、地域や企業への働きかけを行い仕組みづくりに取り組みます。

(3) 家庭の孤立化を防ぐための支援

[取組の方向性]

生活困難家庭には他市から転入してきた世帯も多く見られ、また、妊娠期は就労している妊婦も多く地域のつながりも薄いため、孤立しないような支援が必要です。保健センター、健康課の担当保健師が、妊娠期から乳幼児期における細やかな訪問や相談を行っていきます。さらに出産後の仲間づくりの機能を子育て支援センターが担い、就園前の育児をサポートします。

生活困難家庭が地域から孤立し、問題が大きくなるように、生活困難家庭の社会参加や地域交流の機会をつくり、地域とのつながりの中で、早期の問題発見や支援提供につなげていきます。

[主な取組]

● 地域の見守り活動の推進

民生委員・児童委員や主任児童委員等の協力のもと、地域での日常的な見守り活動の充実や、必要に応じて関係機関につなげる体制づくりを進めます。

● 南砺市ネウボラ*事業の充実

妊娠期から乳幼児期まで、担当の保健師が保護者への相談や訪問を行い、育児に対する不安の軽減に努めていきます。

*ネウボラ：妊娠から出産、子どもが就学するまでを切れ目なく子育て支援を行う仕組み。南砺市では育児の不安軽減を図るため、担当の保健師が相談、訪問を行う。

● 地域子育て支援拠点の充実

市内の子育て支援センターにおいて、保護者の交流の場と、気軽に子育てについて相談できる機会を提供します。

(4) 学校を終えた若者の就労・学び直し支援

[取組の方向性]

学校を修了しても就労していない若者に対して、自立した生活を築いていけるよう就労や学び直しに関する支援を進めます。

[主な取組]

● 子どもの就労・学び直し支援

学校を修了しても就労していない若者等の実態把握に努め、就職に結びつく相談体制の充実及び就労に必要な技能を身につけていけるよう、県のジョブカフェ*等の既存の支援機関を活用しながら、支援を進めていきます。また、地域における見守りや社会参加を支援する環境づくりに取り組みます。

高校中退等で学び直しを希望する若者に対して、高卒資格の取得に係る支援を検討していきます。

〈主要施策3〉 保護者に対する就労の支援

[取組の現状と課題]

- ハローワークと連携して、ひとり親や生活保護受給者等の就労を支援しています。また、ひとり親の母又は父が就職に有利な資格等の取得に係る費用について助成しています。
- 求職者や転職希望者を対象に年2回就職面接会を開催しています。
- キャリアアップできるような職業能力の開発に関する情報提供と機会の充実が望まれます。
- 求職者や転職希望者を対象とした就業機会の確保について企業に働きかけていくことが必要です。

(1) 親の就労・学び直し支援

[取組の方向性]

子どもの貧困は、保護者の貧困と直結しており、保護者の就労の問題が大きいといえます。生活困難世帯の保護者が、安定した就労と収入を確保していくため、技能や知識の取得に対する支援や就労機会の確保に係る支援を進めます。

*ジョブカフェ：正式には「若年者のためのワンストップサービスセンター」という。各都道府県が所管し、若年者の能力向上・就職促進を目的に、職場体験や職業紹介等、雇用に関連したサービスを提供する支援施設。

[主な取組]

● 保護者の就労支援

収入増加を目指す保護者に対して資格や技能の取得にかかる費用の助成や情報提供を行い、スキルアップに必要な支援を行います。

求職している生活困難家庭の保護者が就労できるよう、ハローワークと連携を深めていきます。また、子どもの体調不良時や学校行事に休みやすいような職場環境づくりを企業へ働きかけていきます。

〈主要施策4〉 経済的支援

[取組の現状と課題]

- 公的な経済的支援は、児童扶養手当、児童手当、特別児童扶養手当*等の給付制度があります。
- 市内には出産できる医療機関がないことから、妊婦健診の受診のため市外の医療機関等へ通院される交通費の一部を助成しています。
- 市医療費助成制度について、小・中学生は入院と通院にかかる医療費（保険適用分）が無料です。ひとり親家庭の保護者と子どもは入院と通院にかかる医療費（保険適用分）は、子どもが18歳になるまで無料です。また、一定の条件を満たす世帯で、第3子以降の高校生の医療費（保険適用分）が無料です。
- ひとり親世帯の高校生や、一定の条件を満たす世帯で第3子以降の高校生の通学定期券の購入にかかる助成をしています。
- 富山県で行っている母子父子寡婦福祉資金の貸付の時期について改善が望まれます。

(1) 家計を支える経済的支援の実施

[取組の方向性]

国の各種給付や現物給付、市独自の経済的な支援策を通じて、生活困難家庭の生活を支えていきます。

[主な取組]

● 経済的支援の確保

児童手当や児童扶養手当等、公的な経済的支援が必要な家庭に必ず行き届くよう、周知を行います。また、手当の支給が途切れないう、必要な手続き等について、家庭の状況に合わせた周知を進めていきます。

母子健康手帳の交付を受けた妊娠6か月以降の妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診のため市外の医療機関へ通院される交通費の一部を助成し、受診にかかる負担の軽減に努めていきます。

*特別児童扶養手当：20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。

● 医療費の助成

中学生以下の子どもの医療費や、ひとり親家庭の保護者とその家族にかかる医療費の助成を行います。また、子どもが3人以上いる世帯で、第1子が大学生等までの範囲で第3子以降が高校生以上の子を対象に、医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減に努めます。

● 住居の確保

仕事をやめたことにより住居を失った又は失うおそれのある人に対して、家賃相当の給付金を支給し、住居を確保します。

3. 成果指標

それぞれの事業の目的の達成のため、成果指標を定め目標値を設定します。

[成果指標と目標値]

取組・事業	指標	現状 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
高等教育の機会を保障する経済的支援	ひとり親家庭の子どもの高校進学率	97.4%	100.0%
なんとっ子まなびサポーター、スタディ・メイト、適応指導員*の配置	なんとっ子まなびサポーター	18人	必要に応じて配置する
	スタディ・メイト	23人	
	適応指導員	10人	
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカー	2人	
スクールカウンセラー*の配置	スクールカウンセラー	小学校 3 校 中学校 8 校	
子どもの居場所の充実	放課後子ども教室の設置箇所数	11箇所	11箇所
	さんさん広場の開催箇所	5箇所	7箇所
	就労しながら無理なく子育てすることができると思うと回答した割合	65.2%	75.5%
妊娠期から乳幼児期における地域からの孤立の予防	子育てに喜びや生きがいを感じている保護者の割合	91.2%	96.0%
母子家庭等就労・自立支援事業 (高等職業訓練促進事業等*)	高等職業訓練促進事業等の受給者数	2人	3人
ひとり親家庭の親の就業率	児童扶養手当資格者の就業率	96.3%	98.0%

*適応指導教室・適応指導員：長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、公的な施設を活用して部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営する教室。教室には相談・適応指導などに従事する指導員を置く。

*スクールカウンセラー：いじめや不登校など、心の問題に係るさまざまな相談に応じ助言を行う、学校に配置される心理職専門家。

*高等職業訓練促進事業：母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のための給付金を支給する事業。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

適切な支援策を確実に実施していくためには、家庭、地域、事業者、ボランティア、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力し、社会全体で対応していく体制を整え、施策を総合的に推進していく必要があります。

(1) 行政の体制

子どもの貧困に対する取組は、教育、福祉、保健、まちづくり等の多岐の分野にわたります。こども課が中心となり、関係部局との連絡調整を緊密に行い、連携して施策の推進を図ります。「南砺市子ども・子育て支援事業計画 なんとっすくすくプラン」をはじめとする関連計画との整合にも留意しながら取組を進めます。また、富山県をはじめとする行政機関・団体との連携を図ります。

(2) 関係機関の連携体制

子ども貧困対策における地域の役割は非常に大きく、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、自治会、児童クラブ、子育て支援団体などの多様な主体が、地域の中で連携を図りながら、生活困難家庭の子どもと親への様々な支援に取り組んでいきます。

行政は、これら各主体が連携を進めていくための情報共有や対応協議を行う「子どもネットワーク会議」（仮称）の組織体制の整備を進めます。

2. 進行管理

施策事業の進捗状況については、毎年度、教育委員会、子ども・子育て会議等への報告を行うとともに、市民に市ホームページ等を通じて広く公表を行います。また、進捗評価の結果を踏まえて、必要に応じて計画事業の見直しを進めます。

参考資料

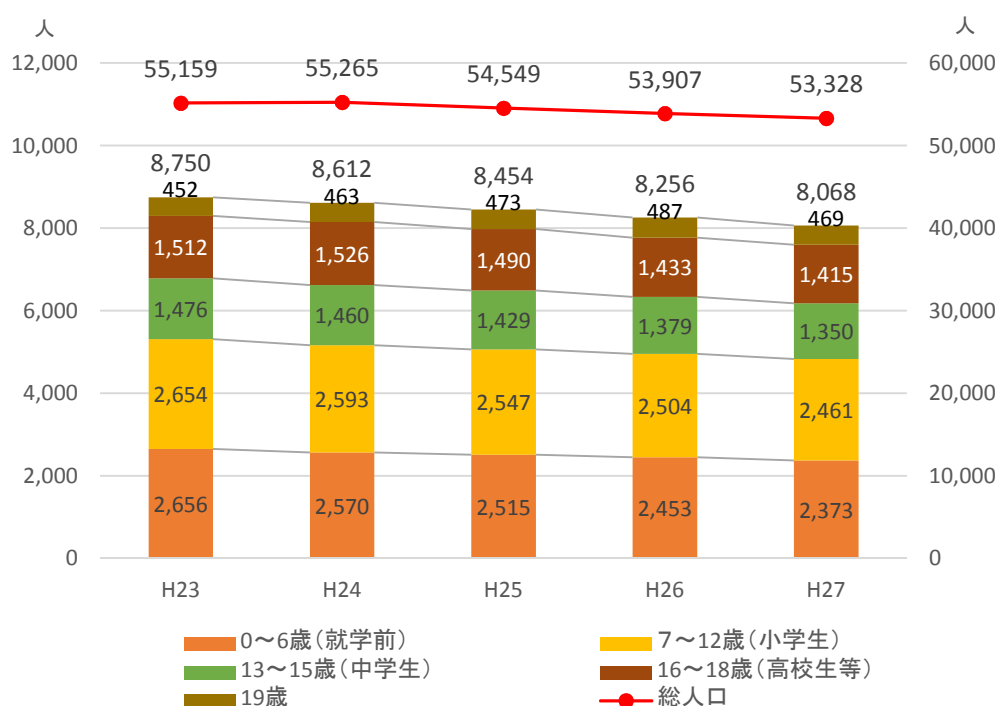
1. 子どもを取り巻く状況

(1) 南砺市の子ども人口

住民基本台帳に基づく平成27(2015)年の南砺市の子ども(19歳以下)人口は8,068人であり、総人口53,328人の15.1%を占めています。年齢別にみると、0～6歳(就学前)2,373人(総人口に対する割合4.4%)、7～12歳(小学生)2,461人(同4.6%)、13～15歳(中学生)1,350人(同2.5%)、16～18歳(高校生等)1,415人(同2.7%)となっています。

過去5年間の推移では、総人口は1,831人(3.3%)の減少、子ども(19歳以下)人口は682人(7.8%)の減少となっています。今後も当面、人口減少は続くものと予想されています。

図 南砺市の総人口と子ども(19歳)人口の推移



【南砺市の総人口と子ども(19歳)人口の推移】

(単位：人)

年齢	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
0～6歳(就学前)	2,656	2,570	2,515	2,453	2,373
7～12歳(小学生)	2,654	2,593	2,547	2,504	2,461
13～15歳(中学生)	1,476	1,460	1,429	1,379	1,350
16～18歳(高校生等)	1,512	1,526	1,490	1,433	1,415
19歳	452	463	473	487	469
子ども(19歳以下)計	8,750	8,612	8,454	8,256	8,068
総人口	55,159	55,265	54,549	53,907	53,328

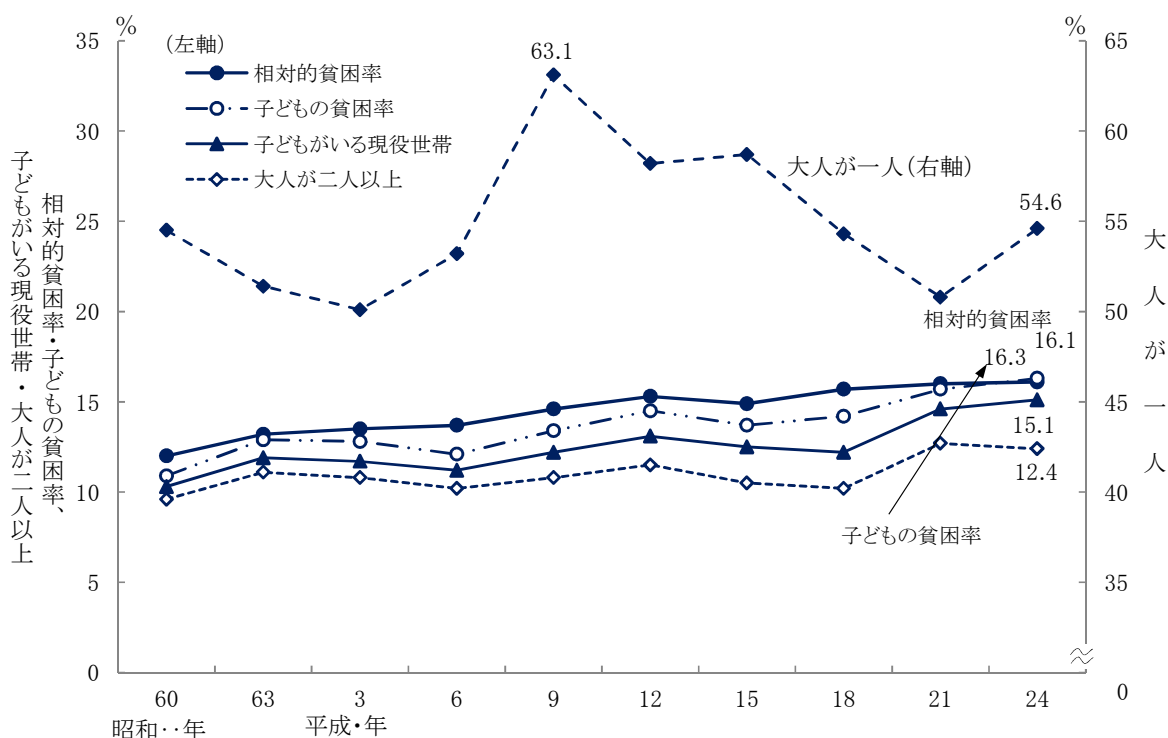
資料：住民基本台帳(各年10.1現在)

(2) 子どもの貧困率（国）

国の調査によれば、平成 24(2012)年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 122 万円（名目値）となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯の割合）は 16.1%となっています。「子どもの貧困率」（17 歳以下）についてみると 16.3%です。いずれも昭和 60(1985)年以降、上昇傾向が続いています。

また、「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は 15.1%ですが、そのうち「大人が一人の世帯」では 54.6%と、大人が二人以上いる世帯（12.4%）に比べて非常に高い水準となっています。

図 子どもの貧困率



- 注：1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出典：平成 25 年国民生活基礎調査

【参考】相対的貧困率の算出方法

1. 世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を算出し、これを世帯人員数の平方根 ($\sqrt{\quad}$) で割った所得を算出します。
2. 1. で算出した所得を順に並べ、真ん中の順位の人所得の半分の額を算出します。この額のラインを貧困線といい、これを下回る割合が全体の貧困率となります。
3. 「子どもの貧困率」とは、子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合となり、平成 24 年の場合、中央値は 244 万円、この半分の 122 万円のラインが貧困線となり、このライン以下の子どもが全子どもの何%であるかが子どもの貧困率となります。

2. 主な関連事業の実施状況

(1) 相談支援

平成 27(2015)年度における子どもに関する児童相談件数は 216 件であり大きく増加傾向にあります。特に育成相談の増加が著しくなっています。

【相談種類別案件数】

(単位：件)

年度	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
H24(2012)	24	0	5	0	9	0	38
H25(2013)	27	9	31	1	17	2	87
H26(2014)	16	15	51	0	51	0	133
H27(2015)	30	3	60	0	117	6	216

資料：福祉行政報告

(2) 子どもの居場所関連

①放課後児童クラブの開設数

平成 27(2015)年度の放課後児童クラブの開設数は城端地区 1 クラブ、井波地区 1 クラブ、福野地区 2 クラブ、福光地区 4 クラブの合計 8 クラブです。

開設時間 月～金曜日/13:00～18:30、土曜日・長期休業時/ 8:00～18:30

【放課後児童クラブの開設数】

(単位：クラブ)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)
クラブ数	6	6	6	6	8

②放課後子ども教室の開設数

平成 27(2015)年度の放課後子ども教室の開設数は 11 教室です。

【放課後子ども教室の開設数】

(単位：教室)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)
教室数	11	11	11	11	11

- | | | |
|----------------|---------------|--------------|
| ・城端 Joy つ子クラブ | ・桜が池ネイチャースクール | ・五箇山放課後子ども教室 |
| ・土曜子ども教室(福光中部) | ・上平放課後子ども教室 | ・利賀放課後子ども教室 |
| ・寺子クラブ(井波) | ・福光南部放課後子ども教室 | ・井波放課後子ども教室 |
| ・サタスポ(井口) | ・放課後遊び塾(福野) | |

③とやまっ子さんさん広場の開設数

とやまっ子さんさん広場の開設数は井波地区 1 箇所、井口地区 1 箇所、城端地区 1 箇所、福野地区 1 箇所、平・上平地区 1 箇所の合計 5 箇所です。

【さんさん広場の開設数】

(単位：箇所)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)
広場数	4	4	5	5	5

(4) 子育て支援関連

①ファミリー・サポート・センター事業

平成 27(2015)年度のファミリー・サポート・センター事業の利用件数は 244 件であり、会員数は 521 人（依頼会員 423 人、提供会員 93 人、両方会員 5 人）となっています。利用件数、会員数ともに増加が続いています。

【ファミリー・サポート・センター事業利用件数】

(単位：件、人)

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)
利用実績	40	30	15	151	244
会員数	410	418	421	483	521

3. 主要施策に基づく主な取組・事業の一覧

〈主要施策1〉 教育の支援

(1) 広く学習できる場の確保、進学意欲を高めるための支援

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
①学習サポート事業	・市内の中学3年生を対象とした市による学習支援を行う。部活動引退後の夏休み期間や土曜日に実施する。	—	新規 *平成 29 年度から実施	生涯学習 スポーツ課
②生活困難家庭の子どもへの相談支援	・学習サポート事業の機会を活用した進路や自立等に関する相談支援	—	新規 *時期未定	
③スポーツや自然・文化等の体験の提供支援	・既存の事業において、スポーツや自然・文化等の体験活動に参加しやすい体制づくりを目指す。	—	拡充	生涯学習 スポーツ課

(2) 学校での教育における支援の充実

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
①なんとっ子まなびサポーター、適応指導員、スタディ・メイト配置事業	なんとっ子まなびサポーター（学習支援員） ・学校授業内にまなびサポーターを配置し、学習における児童生徒のつまずきを解消し、学力の向上を図る。	全小中学校 17 校 に配置 18 人	継続	教育総務課
	適応指導員、スタディ・メイト ・発達障がいや不登校などの事情を抱える児童生徒に対し、学校生活に適應できるよう支援する。	適応指導員 9 校・10 人配置 スタディ・メイト 6 校・23 人配置	継続	教育総務課
②スクールソーシャルワーカーの配置	・学校と家庭をつなぎ、関係部署と連携し支援を進める。	スクールソーシャルワーカー 2 名	継続	教育総務課
③スクールカウンセラーの配置	・子どもの生活上の悩みの相談に応じ、教師や保護者に対して助言等を行う専門家（スクールカウンセラー）の配置を進める。	スクールカウンセラー 小学校 3 校 中学校 8 校	継続	教育総務課

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
④不登校、ひきこもり予防の支援	・不登校の子どもやひきこもりの若者が抱える様々な問題について、それぞれの関係部署の専門職員や相談員が、情報提供や連携をしながら対応できる体制強化を目指す。		継続	教育総務課 福祉課 こども課

(3) 就園・就学支援の充実

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
①保育料負担の軽減	・第3子以降児童保育料無料化	軽減率 61.4%	継続	こども課
	・多子世帯保育料軽減			
	・三世帯同居世帯保育料軽減			
②就学援助費制度	・収入が一定基準以下の世帯の児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費、修学旅行などの経費の一部を援助する。	(準要保護) 申請者 251人 認定者 244人 認定率：97.2%	継続	教育総務課
③ひとり親世帯子育て応援制度	・入学祝金の支給(小・中学校、高校)	98件*	継続	こども課
	・高校通学定期補助等	92件*		
		*H28実績(H28開始事業)		

(4) 大学進学等の教育機会確保の支援

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
①高等教育の機会を保障する経済的支援	・南砺市奨学資金の貸付	貸付件数 12件	継続	教育総務課
	・富山県母子父子寡婦福祉資金貸付	貸付件数 56件		こども課
②生活困難家庭の子どもへの大学・専門学校等進学に対する経済的支援の検討	・経済的に困難な状況にある低所得者世帯の生徒に対して、大学等への進学を後押しすることを目的に、返還の必要のない給付型奨学金制度について検討する。	—	新規 *時期未定	—

〈主要施策2〉 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
①生活困難家庭の親の生活の安定に向けた総合相談事業	・生活困難家庭の様々な問題に対応する相談支援窓口と連携体制の強化を図る。	経済的な相談対応件数 74件	拡充	こども課
		生活相談支援対応件数 12件		福祉課
②ファミリー・サポート・センター事業	・有償ボランティアによる子どもの一時預かり制度で子育て支援センター「あつぷる」に事務局を設置し、支所の福光児童館と連携してサポート事業を実施する。 ・生活困難家庭が事業を利用しやすいような負担軽減への取組を検討する。	依頼件数 244件 活動回数 521回	拡充	こども課
③日常生活支援事業(支援員派遣事業)	・生活困難家庭を支援する生活支援員を対象家庭に派遣し、様々な支援を行う。	—	新規 *時期未定	—

(2) 子どもの居場所づくりの推進

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
①放課後児童クラブ、児童館の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 9 箇所て放課後児童クラブを開設 城端地区 1 箇所、井波地区 1 箇所、福野地区 2 箇所、福光地区 5 箇所 ・開設時間：13 時～18 時 30 分 ・土曜日、夏季、冬季、学年末休業日は 8 時～18 時 30 分 ・小学 6 年生までを対象とし、クラブ設置数を増やし対応している。 ・児童館の拡充により、日常における安全な子どもの居場所の充実を図る。 	設置箇所 9 箇所	拡充	こども課
②放課後子ども教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・9 小学校区で 11 教室を実施し、8 教室を地域のスポーツクラブ等に委託。 ・11 教室の内 5 教室は土曜学習推進事業として実施している。 ・地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施する。 	開催箇所 11 箇所	継続	生涯学習 スポーツ課
③子どもの多様な活動の機会や場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を中心とした地域ボランティア活動の推進（公民館親子で高志の国探検事業） 	開催箇所 13 カ所	継続	生涯学習 スポーツ課
④職場における預かりの場の設置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体調不良時に職場に子どもを連れて行けるスペースを設置するよう企業への働きかけや設置の助成を検討する。 	—	新規	
⑤病児保育サービスの実施に向けての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の時にも子どもを預かる病児保育の実施について検討する。 	—	新規 *時期未定	こども課

(3) 家庭の孤立化を防ぐための支援

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
①地域見守り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員等の協力のもと、地域での定期的な見守り活動を実施する。 	277 件	継続	福祉課
②南砺市ネウボラ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当の保健師が妊娠期から乳幼児期まで相談や訪問でサポートし、育児不安の軽減を行う。 	乳児全戸訪問 279 件 (うち養育支援 訪問 8 件)	継続	健康課 保健センター
③子育て支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 9 箇所に子育て支援センターを設置し、保護者のつながりを進め、身近な育児相談、親子の活動を支援する。 	支援センターの 利用人数 延べ 34,430 人	継続	こども課

(4) 学校を終えた若者の就労・学び直し支援

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
①子どもの就労支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国の求職者支援制度、地域若者サポートステーション、県のジョブカフェ等と連携する支援 	—	新規 *時期未定	商工課

〈主要施策3〉 保護者に対する就労の支援

(1) 親の就労・学び直し支援

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
① 母子家庭等就労・自立支援事業（高等職業訓練促進事業等）	・保護者の就職（スキルアップ）のための技能・知識の取得に対する支援（費用助成、情報提供等）を行う。	高等職業訓練促進事業 2人	継続	こども課
② 就労機会の確保	・ハローワークとの連携、企業への啓発を進める。	—	継続	商工課 福祉課 こども課

〈主要施策4〉 経済的支援

(1) 家計を支える経済的支援の実施

事業	内容	実施状況 (H27)	方向性	担当所管
① 児童手当の支給	・0歳から中学3年生修了までの子どもに対し手当を支給する。 児童1人当たりの支給内容（月額） 3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了前（第1子、第2子） 10,000円 3歳～小学校修了前（第3子以降） 15,000円 中学生 10,000円 所得制限世帯 5,000円	受給者数 3,163人	継続	こども課
② 児童扶養手当の支給	・母子・父子家庭の経済的支援のため、子どもが18歳になるまで児童扶養手当を支給する。 ・申請の際に面接を行い、今後の生活について助言する。	新規申請者 39人 全部支給者 72人	継続	こども課
③ ひとり親家庭医療費の助成	・ひとり親家庭に対して医療費（保険適用分）の自己負担を助成する。対象者はひとり親家庭の父もしくは母又はその養育者とその児童	こども 458人 保護者 311人	継続	こども課
④ こども医療費の助成	・子どもにかかる医療費（保険適用分）の自己負担を助成する。対象者は0歳から中学3年生。	乳幼児 2,739人 小学生 2,347人 中学生 1,256人	継続	こども課
⑤ 離職者を対象とした生活困難家庭住居確保給付金	・仕事をやめたことにより住居を失った又は失うおそれのある人に対して家賃相当の給付金を支給する。	受給者数 0人	継続	福祉課
⑥ 南砺の3人っ子政策事業	・大学生までの範囲で第3子以降の高校生以上の子を対象に、医療費の全額補助と通学定期券購入の一部補助	H28から開始	継続	こども課
⑦ 出産支援交通助成事業	・市内には出産できる医療機関がなく、妊婦健診の受診のため市外の医療機関へ通院される交通費の一部を助成する。	母子健康手帳の交付を受けた妊娠6か月以降の妊婦	継続	保健センター

4. 子どもの成長ステージに即した支援の実施状況

〈主要施策1〉 教育の支援

取組・事業	就学前児童	小学生	中学生	高校生	若者
(1) 広く学習できる場の確保、進学意欲を高めるための支援					
地域等での学習のサポート			●		
異年齢児交流事業	●	●	●	●	
世代間交流事業	●	●	●	●	●
地域交流事業	●	●	●	●	●
子ども自然体験活動の支援	●	●			
食育の推進	●	●	●	●	
思春期保健事業の実施		●	●		
(2) 学校での教育における支援の充実					
「臨任講師」配置事業		●	●		
「適応指導員、スタディ・メイト」配置事業		●	●		
「適応指導教室」設置事業		●	●		
「なんとっ子まなびサポーター」配置事業		●	●		
スクールソーシャルワーカーの配置		●	●		
スクールカウンセラーの配置		●	●		
社会に学ぶ14歳の挑戦事業			●		
発達障がい児に対する教育支援		●	●		
発達障がい児に対する一貫した支援	●	●	●		
「特別支援コーディネーター」配置事業		●	●		
生活指導の継続と向上		●	●		
児童館や子育て支援センターにおける乳幼児と中高生のふれあいの場の充実			●	●	
保育園での小学生等との異年齢児交流事業	●	●			
知識や技能を身につけることの大切さを学ぶ「体験型総合学習」の推進		●	●		
(3) 就園・就学支援の充実					
幼稚園就園奨励事業	●				
保育料の軽減	●				
幼稚園と保育園、認定こども園等の連携、就学前教育・保育と小学校の連携	●				
障がい児保育事業	●				
就学や学校生活にかかる負担の援助		●	●	●	
(4) 大学進学等の教育機会確保の支援					
南砺市奨学資金の貸付				●	●
富山県母子父子寡婦福祉資金貸付				●	●

〈主要施策2〉 生活の支援

取組・事業	就学前児童	小学生	中学生	高校生	若者
(1) 保護者の生活支援					
児童クラブ・母親クラブの活動支援	●	●			
子育て支援センター事業の充実	●				
子育て支援センターでの子育て相談事業	●				
ファミリー・サポート・センター事業	●	●			
ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等利用支援事業	●	●			
子育て講座の充実	●	●	●		
子育てサロンの充実	●				
乳幼児健康診査事業	●				
乳児家庭全戸訪問事業	●				
育児支援家庭訪問事業	●				
育てにくさを感じる親への支援事業（健診事後教室等）の充実	●				
関係機関の情報交換	●	●	●	●	
ひとり親家庭等の相談助言の充実	●	●	●	●	
ひとり親家庭の父母への自立・就業支援	●	●	●	●	
自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業	●	●	●	●	
臨床心理士による発達や育児に関する個別相談会の実施	●				
発達に気がかりをもつ年中・年長児とその保護者への集団支援教室	●				
経営者への育児に関する啓発事業		● 保護者			
(2) 子どもの居場所づくりの推進					
「なんと元気っ子教室」の開催	●	●			
児童館活動の充実	●	●	●	●	
放課後児童クラブの充実		●			
とやまっ子さんさん広場推進事業	●	●			
放課後子ども教室の開催		●			
子ども体験活動の充実		●			
公民館親子で高志の国探検事業	●	●	●	●	●
地域の公民館活動の充実	●	●	●	●	●
スポーツ少年団活動の充実		●			
商店街の空き店舗を利用した子育て支援事業の推進	●	●	●	●	●
富山型デイサービスの実施	●	●	●	●	●

取組・事業	就学前児童	小学生	中学生	高校生	若者
(3) 生活困難家庭の孤立化を防ぐための支援					
子育て支援センター事業の充実	●				
子育て支援センターによる子育てサークルの育成	●				
児童虐待防止ネットワークの充実	●	●	●	●	●
児童虐待の発生防止、早期発見（妊娠～乳児期）	●				
虐待対応のための協力医療機関との連携	●	●	●	●	
関係機関の情報交換	●	●	●	●	
(4) 学校を終えた若者の就労・学び直し支援					
若者の就労支援の実施					●

〈主要施策3〉 保護者に対する就労の支援

取組・事業	就学前児童	小学生	中学生	高校生	若者
(1) 親の就労・学び直し支援					
母子家庭等就業自立支援事業（高等職業訓練促進給付金事業等）			● 保護者		
女性の雇用機会の拡大			● 保護者		
安心して妊娠・出産し働き続けられる職場環境の整備			● 保護者		
ファミリー・フレンドリー企業の普及促進			● 保護者		

〈主要施策4〉 経済的支援

取組・事業	就学前児童	小学生	中学生	高校生	若者
(1) 家計を支える経済的支援の実施					
児童手当の支給	●	●	●		
出生祝い金の交付	●				
児童扶養手当の支給	●	●	●	●	
障害児福祉手当の支給	●	●	●	●	●
特別児童扶養手当の支給	●	●	●	●	●
とやまっ子子育て支援サービス普及事業	●				
こども医療費の助成	●	●	●		
ひとり親家庭等の医療費の助成	●	●	●	●	
重度心身障害者（児）医療費助成	●	●	●	●	●
妊産婦医療費の助成			● 保護者		
出産支援交通助成事業			● 保護者		
要保護準要保護児童生徒支援事業		●	●		
南砺の3人っ子政策事業				●	
ひとり親家庭児童入学祝金支給		●	●	●	
ひとり親家庭児童高校通学定期券助成				●	

南砺市 子どもの貧困支援計画

発行日 平成29年3月
発行者 南砺市教育委員会 こども課子育て支援係
住 所 〒939-0292 富山県南砺市井波 520番地
電 話 0763-23-2010 FAX 0763-82-1144